

<令和5年度の入園継続のために次の書類が必要です>

令和5年度継続利用を希望の保護者 様

園で定めた期日までに必ず次の①から③を在園する園に提出してください

①家族状況等報告書（継続用）

同じ住所のご家族のほかに、住所は違って、隣に住む（同じ敷地内に住む）ご親族の方も保育上では同じ世帯とみなします。該当する場合は氏名などを児童の世帯員に記入してください。

※新たに同居した（または同居予定の）65歳未満の方がいる場合には、その方の就労証明書等が必要です。

②家庭状況等調査票（継続用）

③保護者様（父母様またはそれに代わる保護者様）の保育の認定に必要な書類

【就労の理由で在園している場合（休憩時間を除いて月に64時間以上の就労が必要です）】

発行日が1月以降の就労証明書が必要です。

【就労以外の理由で在園している場合】

下の表にある「保育の認定に必要な書類」を提出してください。



<<保育の認定に必要な書類>>

認定事由	保育の必要性の認定書類
就労	○就労証明書
就労（自営業の方）	○就労証明書 ○新規に始めた方は自営業の内容が分かる書類の写し（すでに在園する園に届出をした方は不要） （商業登記簿謄本、確定申告書（収支内訳書又は決算書）、委託（業務請負）契約書、営業許可書、開業届、事業内容のパンフレット、インターネット販売の状況が分かる書類等）
妊娠・出産	○母子手帳の写し（出産予定日と氏名の記載があるページ）
疾病障がい	父母 ○診断書原本（保育が困難と判断できる内容を記載） （障害者手帳ありの場合は、併せて写しを添付してください） 父母以外 ○身体障害者手帳等の写し、通院等の分かる書類（領収書等）の写し等 ※領収書等は直近2カ月以内のもの
介護等 ※いずれも必須	父母 ○病気療養中の方の診断書原本（介護の必要性が分かる内容を記載） （障害者手帳ありの場合は、併せて写しを添付してください） ○介護・看護状況申立書 父母以外 ○介護保険被保険者証（介護度が記載されているもの）の写し等 ○介護・看護状況申立書
災害復旧	○り災証明書等
求職	○ハローワークの登録証、派遣登録証等、求職活動の状況がわかる書類の写し
就学	※いずれも必須 ○在学証明書の写し ○時間割等
虐待・DV	保育課へお問い合わせください。

その他、該当する場合に必要な書類

在宅障がい児（者）がいる世帯	○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し
ひとり親の方	○ひとり親申立書 ある方は児童扶養手当証書またはひとり親家庭医療費受給者資格証の写し
配偶者と別居中で離婚調停中の方	※配偶者と住所が別であることが条件です 裁判所からの呼出状の写し、事件係属証明書 等（離婚に係る内容であることがわかるもの）

※提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。また、追加の書類を求める場合があります。